

社会福祉法人堺市社会福祉協議会
役員等の費用弁償並びに報酬等に関する規程

制 定：昭39. 1. 1

最近改正：平29. 6. 14

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人堺市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の役員等に対する費用弁償並びに定款第25条の規定に基づき役員等の報酬等に関する必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(費用弁償の支給等)

第3条 役員等には、次の通り費用を弁償する。

(1) 常勤役員等が職務のため出張する時は、役職員旅費規程に基づき旅費を支払うこととし、費用弁償は行わない。

(2) 非常勤役員等について、理事会への出席並びにその他の会議等に出席する場合等に別表1のとおりその費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の額を超える場合には、役職員旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

2 費用弁償は、その事実が発生した後は速やかに支払うこととする。その際は、通貨をもって本人または推薦団体等に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座または推薦団体等名義の金融機関口座に振り込むこととする。

(報酬等の支給等)

第4条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。また支給時期については次の各号の定める時期とする。

(1) 常勤理事については、報酬等を支給することができる。支給日は毎月20日とする。ただし、その日が休日にあたる時は、職員給与規程第9条に準じた日とする。

(2) 非常勤理事については、報酬等を支給しない。

(3) 非常勤監事については、会計監査に出務した場合に、その事実が発生したのち速やかに別表2のとおり報酬を支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(常勤理事の報酬等の算定方法)

第5条 常勤理事の報酬等は、堺市「外郭団体役員（元市職員）の報酬額等に関する基準」に準ずるものとする。また、通勤手当については、職員給与規程第16条の規定に準ずる額とする。

(公 表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。ただし、第3条については、理事会の決議を経て行うものとする。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和39年1月1日から施行する。
- 2 この規程は、昭和46年8月1日から施行する。
- 3 この規程は、昭和47年12月1日から施行する。
- 4 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公告の日（昭和61年9月1日）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年3月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年3月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年6月14日から施行する。

別表1 費用弁償額

役員等	堺市内在住	日額 3,000 円 / 1 回
	堺市外在住	日額 3,500 円 / 1 回

別表2 会計監査出務にかかる報酬額

会計監査	日額 5,000 円 / 1 回
------	------------------